

「鳥取県高校生等奨学給付金」

令和4年度新入生に対する一部早期給付のご案内

(返還は不要) ~申請には課税証明書等が必要です~

高等学校等に通う低所得者世帯(所得割非課税世帯等)を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。通常(年額給付)の申請時期は7月ですが、希望される新入生の保護者の方に、4~6月分相当額(年額の1/4)を前倒して給付します。

なお、就学支援金の申請時に提出された個人番号によって得られた所得課税情報を、高校生等奨学給付金の対象世帯の確認に使用することがあります。


! 入学時に負担の多い新入生について、一部早期給付を行います。

! 一部早期給付申請の後、残りの額を受けるには、2回目の申請が必要です。

①6月に一部早期給付申請 + ②7月に2回目の申請 ⇒ 合計で年額を受給

※一部早期給付の受給者であっても、2回目を申請なしに受給することはできません。

! 令和4年7月に通常の給付金(年額給付)の募集があります。両方対象となる方で受給をお急ぎでない場合は、年額の申請をしてください。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯で、一部早期給付を希望される世帯です。

- ① 令和4年4月1日時点で令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
 - ※2回目及び年額の申請は、令和4年度の課税証明書等により確認します。課税の状況により、一部早期給付のみが対象となり、2回目の申請が対象外となる場合があります。
- ② 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に進学した新入生がいる世帯
 - ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

○スケジュール(目安) ※申請の時期や審査の進捗状況により、実際の給付時期は変動します。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
一部早期給付	申請	審査	支給				

○給付金額

世帯区分	設置区分	一部早期給付(A) <4~6月分>	2回目(B) 【7月申請】	年額給付(A+B) 【7月申請】
生活保護(生業扶助)受給世帯※専攻科以外	国公立	8,075円	24,225円	32,300円
	私立	13,150円	39,450円	52,600円
所得割非課税世帯(第1子)	国公立	28,525円	85,575円	114,100円
	私立	33,650円	100,950円	134,600円
所得割非課税世帯(第2子以降)	国公立	35,925円	107,775円	143,700円
	私立	38,000円	114,000円	152,000円
通信制・専攻科	国公立	12,625円	37,875円	50,500円
	私立	13,025円	39,075円	52,100円

○申請手続き

●県内の高校等に進学した新入生のいる世帯

- ①申請書は在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロードしてください。
- ②令和4年6月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ申請書類を提出してください。

●県外の高校等に進学した新入生のいる世帯

- ①申請書は県のホームページからダウンロードするか、県育英奨学室へ送付の依頼をしてください。
- ②令和4年6月30日(木)までに県育英奨学室へ申請書類を提出してください。

○提出書類 ※申請者は原則高校生等の保護者等です。

生活保護(生業扶助)受給世帯	道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯
①鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書 ②生業扶助(高等学校修学費)受給証明書 ※令和4年4月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる書類 ③在学証明書(県外高校のみ)	①高校生等奨学給付金受給申請書 ②保護者全員分の令和3年度における道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等) ③対象の新入生及び15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し ④在学証明書(県外高校のみ)

○Q&A

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税かどうかは、何を見たらわかりますか？	毎年6月頃発行される市(町、村)県民税の納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書のほか、市町村の発行する課税証明書や所得課税証明書で確認できます。源泉徴収票や所得証明書ではわかりません。 なお、税の申告をしていない方(無職、控除対象配偶者等)で税額が出ない場合は、市町村窓口で税の申告を行った後の課税証明書等が必要です。
仕事が忙しくて平日に役場へ行けそうにありません。課税証明書等はコンビニで取れますか？	コンビニ交付が可能かどうかは市町村によって異なります。コンビニ交付以外に休日・夜間対応窓口や郵送請求でも取得可能と思われるので、市町村の取得方法をご確認ください。
生活保護受給世帯の場合、奨学給付金は収入認定されますか？	福祉事務所において就学のために必要であると判断されれば収入認定から除外されます。担当の福祉事務所と相談のうえ、申請してください。
給付金額の表の第1子、第2子以降とはなんですか？	《第1子の高校生》 ●全日制・定時制の高校生が1人の世帯(父母に扶養されていない兄弟姉妹がいる場合や父母に扶養されている弟妹が中学生以下の場合を含む) ●全日制・定時制の高校生が2人以上いる世帯のうち、兄姉の高校生 《第2子以降の高校生》 ●父母に扶養されている15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹と全日制・定時制の高校生がいる世帯のうち、全日制・定時制の高校生 ●全日制・定時制の高校生が2人以上いる世帯のうち、弟妹の高校生 ●通信制・専攻科の高校生と全日制・定時制の高校生がいる世帯のうち、全日制・定時制の高校生 ※全て対象となる高校生が父母に扶養されている場合です。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

